

被扶養者認定にかかる収入要件および当組合独自基準の改定について

滋賀県大津市園山一丁目1番1号

東レ健康保険組合常務理事

厚生労働省近畿厚生局の現地指導監査の指摘事項を踏まえて2012年2月1日に見直し・改定を行いました表記につきまして、一部見直しが不十分な箇所があったことが判明致しました。つきましては、下記のとおり追加で改定（見直し）を行いましたので、ご連絡させていただきます。

被保険者様、事業主様にはお手続き等において大変ご迷惑をおかけしますが、ご対応いただきますようどうぞよろしくお願い致します。

記

1. 自営業者（農業従事者等含）の認定の取り扱い

	現 行	改 定 後
自営業者の収入	総 収 入	総収入から必要経費を差し引いた額 (必要経費=原材料費等健保で認めた経費)
収入要件判断	過去3年間の収入が全て年収限度額以下である場合に限り認定	直近の収入（確定申告書写等で確認） が※収入要件を満たしていれば認定

※収入要件 年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は年間収入180万円未満）

- かつ
- ・同居の場合 収入が被保険者の収入の半分未満
 - ・別居の場合 収入が被保険者の仕送り額未満

2. 改定時期

2014年1月1日以降の認定対象者から適用します。

※ただし、2013年12月以前に当該要件により扶養増減対象となった方については個別対応とさせていただきますので、ご面倒をおかけしますが担当までお申し出下さい。

<改定内容の詳細>

●見直しが不十分で現行当組合独自基準での取り扱いをしていたもの

自営業・農業等を営んでいる方は過去3年間の収入をもとに認定可否が決定されます。

自営業・農業等を営んでいる方については、過去3年間の収入が全て年収限度額以下（確定申告書により確認）の場合に限り認定されます。

(例) 認定対象者が60歳以下の場合

	3年前	2年前	1年前	認 定 可 否
Aさんの年収	140万円	50万円	40万円	3年前に年収限度額を超えているため認定対象者となりません。
Bさんの年収	110万円	80万円	90万円	いずれの年も年収限度額内のため認定対象者となります。

(2002年12月 全員配布資料より抜粋)

●改定（見直し）後

自営業者（農業従事者等含）の収入額は総収入から必要経費を差し引いた額とする。ただし、必要経費とは原材料等その費用なしには事業が成り立たない直接的な経費だけで、税法上の経費と一致するものではない。個々の事業内容によって異なることから事情聴取等により健保で判断する。また、収入判断にかかる収入について過去に遡る見方はしない。直近の収入により判断し、以降、毎年確認する。

添付証明書類→直近の確定申告書写および青色申告決算書・収支内訳書写など当該事業に要する収入金額と必要経費の内訳の分かる書類（必要に応じて別の書類をお願いすることがあります）

(注) 認定以降は、毎年3月に証明書類の提出をお願いすることになりますのでご留意下さい。